

相模原市告示第92号

令和元年度における労働報酬下限額の改定について

相模原市公契約条例(平成23年相模原市条例第29号)第6条の規定により令和元年度における労働報酬下限額を定めたので、同条例第7条第3項の規定により告示する。

令和2年3月18日

相模原市長 本村 賢太郎

1 労働報酬下限額を定めた契約の種類

相模原市公契約条例第6条第1号に規定する対象工事請負契約

2 労働報酬下限額

別表のとおり

3 適用日

令和2年3月1日

4 経過措置

令和2年2月29日以前に入札の公告又は通知した対象工事請負契約については、令和元年度中においては、従前の労働報酬下限額を適用する。ただし、令和元年度に入札の公告又は通知した対象工事請負契約のうち、令和2年3月1日から3月31日までにインフレスライド条項を適用し変更契約した場合は、変更契約日から改定後の労働報酬下限額を適用する。

令和元年度(平成31年度)における相模原市対象工事請負契約に係る労働報酬下限額

(単位:円)

No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額
1	特殊作業員	2,802	18	さく岩工	3,365	35	左官	3,027
2	普通作業員	2,420	19	トンネル特殊工	3,680	36	配管工	2,442
3	軽作業員	1,700	20	トンネル作業員	2,735	37	はつり工	2,825
4	造園工	2,330	21	トンネル世話役	3,792	38	防水工	3,095
5	法面工	2,892	22	橋りょう特殊工	3,353	39	板金工	3,060
6	とび工	3,095	23	橋りょう塗装工	3,510	40	タイル工	
7	石工	3,072	24	橋りょう世話役	3,792	41	サッシ工	2,835
8	ブロック工	2,825	25	土木一般世話役	2,825	42	屋根ふき工	
9	電工	2,645	26	高級船員	3,285	43	内装工	3,162
10	鉄筋工	2,915	27	普通船員	2,600	44	ガラス工	2,802
11	鉄骨工	2,892	28	潜水士	4,535	45	建具工	2,735
12	塗装工	3,185	29	潜水連絡員	3,095	46	ダクト工	2,430
13	溶接工	3,488	30	潜水送気員	3,038	47	保温工	2,555
14	運転手(特殊)	2,835	31	山林砂防工	3,027	48	建築ブロック工	
15	運転手(一般)	2,420	32	軌道工	4,940	49	設備機械工	2,588
16	潜かん工	3,375	33	型わく工	2,915	50	交通誘導警備員A	1,733
17	潜かん世話役	3,995	34	大工	2,880	51	交通誘導警備員B	1,520

公共工事設計労務単価が設定されなかった「タイル工」、「屋根ふき工」及び「建築ブロック工」については、労働報酬下限額を設定せず、対象労働者から除外することとする。

次に掲げる労働者の労働報酬下限額については、相模原市公契約条例第6条第2号に規定する対象業務委託契約等に係る労働報酬下限額と同額の1,029円とする。

- (1) 見習、手元等の労働者として使用者が判断する労働者
- (2) 年金等の受給のため日当たり賃金を調整している労働者